

## 1 議 事 日 程（第4日）

（平成18年第4回有田川町議会定例会）

平成18年12月21日

午後1時30分開議

於議場

- 日程第1 議案第211号 平成18年度有田川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第212号 平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第213号 平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第214号 平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第215号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第216号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第217号 平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第218号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第219号 平成18年度有田川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第221号 有田川町合併地域振興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第222号 有田川町西ヶ峯地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第223号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第224号 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第225号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第226号 有田川町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第227号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第228号 有田川町副町長の定数を定める条例の制定について

- 日程第 18 議案第 229 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 19 議案第 230 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更について
- 日程第 20 議案第 231 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更について
- 日程第 21 議案第 232 号 和歌山地方税回収機構規約の変更について
- 日程第 22 議案第 233 号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
- 日程第 23 議案第 234 号 有田聖苑事務組合規約の変更について
- 日程第 24 議案第 235 号 有田郡老人福祉施設事務組合規約の変更について
- 日程第 25 議案第 236 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 26 議案第 237 号 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 27 議案第 240 号 平成 18 年度 公下 第 5 号 吉備第 2 幹線管渠布設工事（第 4 工区）の請負変更契約について
- 日程第 28 議案第 241 号 平成 18 年度 公下 第 6 号 一ツ松工区管渠布設工事（第 4 工区）の請負変更契約について
- 日程第 29 議案第 242 号 平成 18 年度 公下 第 8 号 吉備第 3 幹線管渠布設工事（第 1 工区）の請負変更契約について
- 日程第 30 議案第 243 号 平成 18 年度 公下 第 9 号 野田工区管渠布設工事（第 1 工区）の請負変更契約について
- 日程第 31 議案第 244 号 平成 18 年度 公下 第 10 号 野田工区管渠布設工事（第 2 工区）の請負変更契約について
- 日程第 32 議案第 245 号 平成 18 年度 公下 第 11 号 野田工区管渠布設工事（第 3 工区）の請負変更契約について
- 日程第 33 請願の審査報告について（請願第 2 号）
- 日程第 34 陳情の審査報告について（陳情第 4 号）
- 追加日程第 1 意見書案第 3 号 医師・看護師等の増員を求める意見書の提出について
- 日程第 35 意見書案第 2 号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 36 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第 1 号）
- 日程第 37 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第 2 号）
- 日程第 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第 39 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第 40 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中 ✓ 正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番 岡省吾 21番 中 ✓ 正門

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司  
総務課長 須佐見政人 清水行政局長 保田永一郎  
消防長 片畑昌宙 企画課長 山崎正行  
福祉課長 東敏雄 住民課長 星田仁志  
税務課長 赤井康彦 出納室長 浜田文男  
情報管理課長 水口克將 建設課長 中西一雄  
産業課長 東信行 地籍調査課長 福原茂記  
水道課長 嶋崎篤生 下水道課長 中井勇  
教育委員長 鈴間稔 教育長 楠木茂  
学校教育課長 岩本良憲 社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

## 8 議事の経過

開議 13時30分

○議長（亀井次男）

こんにちは。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

また、説明員は町長ほか19名であります。

…………… 日程第1 議案211号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、議案第211号、平成18年度有田川町一般会計補正予算7号を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第211号について、質疑をさせていただきます。

この間の一般質問もさせていただいた件に関わってなんですが、歳出の39ページに自治防犯費の需用費として150万6,000円の修繕料が見込まれていますが、ここの部分のご説明をまずいただきたいと思います。

それから、歳出の45ページ合併地域振興基金ということで、今回から1億円積み立てられておりますが、今後10年間積み立てていって、利子運用という使い方をご説明されたように思います。しかし、今後10年間も積み立てていける、きちっとした国の保障もあるのかどうかも含めて、また使い道も10年待つて利子運用の中で今後どんな使い方を想定していかれるのか、この点の見通しをどんなに持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員さんにお答えします。

39ページの修繕料150万6,000円の件ですけども。その内訳は、防犯灯の球の修繕で、100基の84万円と、あと撤去分ということで50基の66万5,000円を見込んでおります。今回66万5,000円については、予算を執行せずにいきたいと思っております。

それと、45ページの合併地域振興基金積立金なんですけども、10年間で17億400万円を合併特例債で積むことになっております。今年度は1億円ですけども、

あと9年かけて残りを積むようにいたしております。これにつきましては、まちづくり事業の合併に伴うソフト面で使っていきたいというように考えてございます。

10年後なんですけども、まだその使い道については、どれをするということはないですが、まちづくり事業で合併特例債のハード面とは違うソフト面ということで、使い道については、まだ決まっておられません。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

7番、田中君。

○7番（田中良知）

補正予算に直接関係ないんですけども、資源ごみの収集と処理を今どういうふうにやられてるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

田中議員さんにお答えをしたいと思います。

資源ごみの収集・運搬と処理費で3,335万8,600円。運搬費と処理費を合わせてです。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

今、私も資源ごみと申したんですけども、私の考え方は、ごみじゃなくして、資源という観点でちょっと質疑させていただきたいと思います。

聞くとところによると、古紙、新聞、ダンボール、またスチール缶、アルミ缶等々、今、中国という市場が開拓され、利益につながっているということが新聞等にも載っておりますけども、吉備町も今、生ごみ等でたいへんな経費の要る中で、そういう、ただ運搬賃とか処理賃金、お金を払うということが今の時代にはふさわしいかどうか、そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

実は、非常に資源の回収と処理にかかるというのが今の実感でありまして、議員さんおっしゃる通り、古紙とかスチール缶には若干、値段の変動があると思いますけれども、現在、新聞紙、古紙、あるいはスチール缶、アルミ缶、非常に高く売れるようがあります。

それで、清水地区については、皆、区単位でそれを運んで処理をしてくれるという

話も聞いてまして、非常にいい方法だなと思っています。先日、課長に一度交渉に行ってくれと言ってます。回収費用のうちの少なくとも1,500万円ぐらいかかっています。これは、高価に売れるごみを取りにくる費用にしては大きすぎだと。それを何とかまけていただけないかということで、頼んでくるように言ってます。

それで、もし応じてくれないのであれば、また、吉備・金屋地区も清水方式のように、区へ若干補助金を出してでも区でやってもらう。そのことが、ごみに対する認識も深まるし、今の単価で持っていってくれば、かなり区の方へも収入が入ると思うので、その方向で今検討させてもらってます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

7番、田中君。

○7番（田中良知）

聞くところによると、1,000万円は超えるというような話を聞いております。その中で、収集費に町がまだ経費を払っているということは、ちょっと町民としても納得しかねると思うんです。この際に、ごみという観点を捨てて、有田川町の資源という考え方に基づいて検討をしていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

議案第211号について、29ページなんですけども、清掃費の中で備品購入費が350万円と計上されてます。これのご説明をお願いいたします。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

お答えします。

発泡スチロールは軽いんですけども、非常にかさばりますので、何べんも運搬に通わなくてはならないと。それを熱処理で約100分の1に収縮します。そうすると、今の運搬費が、だいたい2年ぐらいでもとを取れるんじゃないかと考えております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

発泡スチロールの空気減圧器であろうかと、空気減圧で発砲スチロールをつぶす機械ということですね。熱処理か……。これはどこへ置くのかということと、その説明内容がちょっとわからないんですけど、その点もう少し詳しくお願いしたいんですけど

ど。

2年でもと取るというのは、町がその備品を買った分が浮いてくるということであるのか、あそこの今、上徳田のシルバーに委託している、各町内から運んでくるごみを委託するのをほかへ運ぶのと、その費用が安くなって2年でもと浮くというのか、そこら辺りをちょっと説明してもらいたい。

○議長（亀井次男）

担当課長に言っておきます。

きちっと、委員会で説明をしておいてください。

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

発砲スチロールだけではないんですけども、住金鋼管に運ぶ単価が、年額だいたい324万円必要となっております。それで、熱処理で100分の1に圧縮しようというものです。それを破碎費用とも含めて、だいたい172万3,000円ぐらいが年間費用で減額されます。それで、約2年すれば、だいたいこの備品代のもとがとれるのではないかと考えております。

それから、プラスチック収集場の横へそれを設置します。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第211号、平成18年度有田川町一般会計補正予算についての反対討論を行います。

今回の補正予算には、必要な様々な予算が組まれています。

しかし、歳出の25ページにあるように、社会福祉総務費の後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金137万9,000円と後期高齢者医療広域連合負担金57万円が組まれていますので、反対といたします。

反対の理由は、後ほど出てきます広域連合会の設立議案のところで行いたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第2 議案212号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第212号、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第3 議案213号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第213号、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第4 議案214号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第214号、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第5 議案215号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第215号、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第6 議案216号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第216号、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 7 議案 2 1 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 7、議案第 2 1 7 号、平成 1 8 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 8 議案 2 1 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 8、議案第 2 1 8 号、平成 1 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 9 議案 2 1 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 2 1 9 号、平成 1 8 年度有田川町水道事業会計補正予算第 3 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 0 議案 2 2 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 0、議案第 2 2 1 号、有田川町合併地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 1 議案 2 2 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 1、議案第 2 2 2 号、有田川町西ヶ峯地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案 2 2 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 2 2 3 号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案 2 2 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 2 2 4 号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案 2 2 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 2 2 5 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第15 議案226号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、議案第226号、有田川町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第16 議案227号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第16、議案第227号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

今回この改正、全国的な改正なんですけども、助役を副町長に改めるというようになっていますが、その立場上、名前が変わる助役さんがおられますので、副町長になることについての思いと今後の取り組みについて、改めて意気込みをお伺いしておきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

助役、山崎君。

○助役（山崎博司）

今、条例改正が提案されましたけども、まだ実感といたしまして、名前が変わるのがまだ4月からということでございます。十分この間に今後のこと、またどういう責任をもって町長を補佐していくのか、十分考えておきたい、このように思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第17 議案228号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第17、議案第228号、有田川町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第18 議案229号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第18、議案第229号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

質疑ありませんか。

3番、堀江君。

○3番（堀江眞智子）

議案第229号について質疑をさせていただきます。

これは、75歳以上の後期高齢者4,769人と65歳から74歳までの寝たきりの認定を受けた高齢者225人が対象の医療制度の運営主体を決める議案です。ところが、この医療制度、説明がないままに、連合会を立ち上げるための議案だけ先行するのはどうかと考えます。

また2つ目には、この規約では、議員だけで広域連合をつくることになりまますから、住民の代表が参加できないのか、つまり、後期高齢者の意思が反映されるしくみになっているのかどうか。

また3つ目に、議会へ報告する義務を明確にしていますが、今回もこの医療制度そのものについての説明もまだありませんし、例えば保険料案が1カ月平均6,400円ということもこちらから聞いて初めて出たことです。今後、保険料などの変更が出てくれば、議会に意見を聞くかどうか。また、情報公開、徹底できるのかどうか。

そして4番目に、老人保健制度で、75歳以上で、扶養家族で、保険料負担のない方が何人出てくるかの把握もしておりません。これでは、この医療制度に変わる方々の痛みがわからないことになるのではないかと思います。今後、調べておいていただきたい。

そして5番目に、後期高齢者の今後の推移はどのようになっているのか、考えておられるのか、質疑させていただきます。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

お答えを申し上げます。

まず、後期高齢者の人口の推移ですが、現在、ただいまおっしゃられたとおり4,994名でございます。今後、5,000人前後は推移していくと考えております。

それから、議会への説明なんですけど、住民福祉常任委員会の方で説明はさせていただいたわけですが、それ以上の説明というのは、まださせていただいておりません。

それから、保険料でございますが、和歌山県の平均では月6,400円ぐらいで、年間7万7,000円ぐらいになるであろうと、今のところ予定しております。限度額というのはまだ未定で、今のところわかっておりません。ただ、保険料は所得の水準によって、応益保険料の7割、5割、2割、そういう軽減措置もございます。今まで扶養されていて、今回保険料がかかってくる方には、応益保険料を2年間、5割軽減するというような措置もとられております。

それから、3月議会でまたお願いするわけですが、広域議員さんを、議長を含め26名の議員の中から1名、有田川町としては推薦していただくわけでございます。住民の声と言われましたが、もちろん私も担当課の職員も幹事会、部会等へ出席しますし、町長も連合会という部会の中へ所属して、出席しております。その会で、住民の皆さんの声というのを聞いて、いろんな意見を申し上げていきたいと、このように考えております。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

私も質疑させていただきます。

今、課長さんが最後に答弁された、住民の声を届けるかという問題ですけども、私は制度としては認めませんけども、もうこれは通りますので、ぜひ今度の中に住民の声を入れるしくみをつくっておいていただきたい。これを申し上げておきたいと思っております。

それから、あと3点お聞かせいただきたいんですけども。

後期高齢者が増えてくると保険料は上がってくるのではないかと思いますけども、その点、どのように推移するか予測を出してください。

それから2つ目に、保険料が払えないとどうなるかということなんですけども、保険証はどうなるかという問題ですね。

3つ目に、診療報酬の問題ですが、他の世代に比べて、この後期高齢者医療制度の診療報酬はどうなるかという点。

その3つをお答えください。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時59分

再開 14時 9分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

先ほどの増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、住民の声を聞いてほしいということでございますが、十分住民の声を聞きまして、広域連合の方へ反映していきたいと思っております。

それから、保険料の支払えない方、また診療報酬、保険料等でございますが、保険料の支払えない方は、国保と同様に、滞納者の対策として、資格証明書を発行するという事になっています。まだ詳細が決まっておりませんので、今後、広域連合の方で決定していくわけでございますが、制度自体、今の国保の制度と同じでかわらないと思います。以上でございます。

保険料については、今のところわかりません。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

反対の立場から、この議案第229号について討論をさせていただきます。

最大の反対の理由は、この後期高齢者医療制度そのものに問題があるからです。まず、今まで扶養家族で保険料を払わなくてもよかった方が保険料を負担しなければなりません。しかも、月1万5,000円以上の年金がある後期高齢者が介護保険と同様に年金から保険料が天引きされます。月6,400円前後の負担となります。介護保険と合わせると、月1万円前後の負担、年間12万円前後の負担となってしまいます。

また2番目に、後期高齢者は年々増えてきますから、それに伴い給付が増えて、2年ごとの見直しでは保険料が値上げされるばかりです。

また第3に、保険料を滞納すると、先ほども言われましたように、保険証が取り上げられ、短期保険証や資格証明書の発行となり、保険料を払えないと、必要な医療が受けられないということが起こってきます。

4番目に、健康管理は個人の責任だということで、診療報酬も別立てとなり、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に診療報酬引き下げ、手抜き医療になるという危険性が考えられます。

そのような問題点を多く含んでいる医療制度の運営するのが、この広域連合です。こういう中で、対象となってくる後期高齢者の声が届かない、議会も十分チェックできないような広域連合の設立を認めることはできません。

以上をもちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第19 議案230号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第19、議案第230号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 0 議案 2 3 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 0、議案第 2 3 1 号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 1 議案 2 3 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 1、議案第 2 3 2 号、和歌山地方税回収機構規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案 2 3 2 号について、質疑をさせていただきます。

今回の規約の変更に関わっての質疑ではないのですが、私はこの間この回収機構に関わって住民から寄せていただいた声をもとにお伺いするわけですが、ある方が複雑な家庭状況の中で、固定税が滞納になっておりまして、それがずいぶん後でわかりました。ところが、そのわかった時点では、すでに町から地方税回収機構に回っており

まして、いくら払うと言っても町の税務課では受け付けなかったということで、はねのけられたという、そういう思いを述べておられました。その方は、後ほど町長さんに言ってもらって、それでどうにかこちらで払うことができた。こういう対応の仕方はどうかと私は思います。

一方、全員協議会でも前々議員がおっしゃってましたけども、地方税回収機構へ行かれても、そこでの対応はもうすさまじいものだった。こういうやり方では、いくら滞納してあったとしても、また善意の気持ちで払う意思があったとしても、こういう姿勢では逆効果となるのではないかと思います。だから、その点きちっと、対応の仕方は機械的にするのではなくて、やっぱりその方の状況を見ながら判断していただくように求めておきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

税金というのは、国民の義務であります。先ほどの件については、何回か通知を出させていただいたんですけども、いろんな事情があって本人のところへ届いていなかったという非常に複雑な点がありまして、直接私の方へお電話いただきまして、誠に悪かったと、すぐ手続きをさせていただくということで、その方については、確か80万ぐらいだったと思いますけれども、快く納めていただきました。今後、そういうことの起こらないように万全を期してきたいと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

9番、前々君。

○9番（前々利夫）

増谷議員も言われましたが、全員協議会の席でもお話しましたけれども、私も体験してから2週間にしかならんですが、直接、有田川町の住民じゃなしに、知人の和歌山市民の関係で行ってまいりました。

一口に申し上げまして、当然でございますが、町長も言われたとおり、税は国民の3大義務の1つでございます。これがない限り、すべての国地方の運営は立ち行かないのは、これはもう自明の理でございます。特に私がお願いしておきたいことは、今、増谷議員も言われたとおり、回収機構へ回す時点において、手落ちがないかどうか徹底的に、税務課の方では十分当人に精査してしていただきたい。私の知る話の場合は、もう早くから通告を受けておった問題でございますので、ここへ回りましたら当たり前でございますが、どんな力をもってしても、それだけの、なんと言うか、毅然とした態度で臨んでおられることは事実でございます。

ただ、人間というのは、そういうだけじゃなしに、やっぱり情の面も通用せんのかというのは、これはまた半面にあり、人間の心理でございます。もう回ってしまった

ら、全然手の施しようがないと。それだけにやっぱり町民の意欲を守っていくというのは、これはもう行政にかけられた、また議会にかけられた最大の使命でございますので、そういう点はやっぱり十二分に精査してやっていただきたい。通達を回収機構へ回す前に、本当にご苦労でございますが、すべての面での状況を把握した上で回していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

これはもうお返事結構でございますが、そういうことでやっていただきたいこと、あわせて要求しておきたいと思えます。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案 2 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 2 3 3 号、有田周辺広域圏事務組合同規約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案 2 3 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 2 3 4 号、有田聖苑事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 4 議案 2 3 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 2 3 5 号、有田郡老人福祉施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案 2 3 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 2 3 6 号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案 2 3 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 2 3 7 号、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

9 番、前々君。

○9 番（前々利夫）

私は、この件については、何でも 9 番議員の発言を本会議において記録に残しておきたいということから、申し上げておきたいと思います。

現在、私ども旧清水町地域、保田局長も同席されておりますが、清水行政局管内の 1 2 月 1 日現在の人口は 4, 6 5 7 人。昭和 3 5 年の合併、同時に国調の行われた年でございますが、清水町の人口は 1 万 1, 3 7 7 人でございます。いかに過疎というのは厳しいか。6 割の減少でございます。町長も歩いていただいて、沼谷地区、遠井地区、室川地区なんかをつぶさに体験していただいております。まさにこの集落は、後 1 0 年も待たずに、このままでは消滅してしまう危機にさえあります。

昭和 3 0 年代に始まりました日本の驚異的な世界の奇跡と言われた高度成長は、いわゆる山間部の若い労働力を根こそぎ都会に持って行ってしまいました。過疎前兆の始まりでございます。国の方でも、このままおきましたら、全国土の 6 割を占める山間地帯が壊滅しかねない。議員が立ち上がっていただいて、昭和 4 5 年にできたのは過疎地域対策緊急措置法でございます。これは 1 0 年立法でございます。引き続いて 5 5 年に過疎地域振興特別措置法、引き続きまして平成 2 年度、1 0 年後が来ましたので、過疎地域活性化特別措置法が制定され、その後の 1 0 年後、いわゆる平成 1 2 年現行の過疎地域自立促進特別措置法が改正されております。この前後に一大問題になったのは、地方によって国が潰れてしまうという一部学者の暴論が公然とまかり通った時代でございます。二階先生と谷垣禎一先生、1 2 年度この今通用してる法律に対して、本当に体を張って努力をしてくださって、ぎりぎりの段階で本特例法が設置されたいきさつを私は身をもって知っております。この財政厳しい中で、町長も、今までの答弁の中で言われましたとおり、期限は 2 2 年度、3 月 3 1 日をもってこの法案が終わることになります。2 1 年度は終結の年度に実質的になるわけです。

だから、私がここで要求しておきたいのは、今の現状から見て、この法案は絶対に過疎地にとってはなくてはならない。この後半期の最後の、今許されてる範囲での特別措置については、全力を挙げて計画に従って予算を行使していただきたい。なおかつその上に、今申し上げました、まさに歳月は人を待ちません。この立法は引き続いて、法案が切れた後でも、また新たな立法として実現できるように、これは地場からの突き上げなしには、1 2 年度の改正も申し上げましたとおり、今の財政状況から言っても、たいへん厳しくなってくると、私は今までの体験の中で思っております。

そういう面から全力をあげて、町長部局全員、あらゆる立場に立って過疎地域の実情を見守って体験されるとともに、さらに勉強していただいて、今申し上げました後期計画の完全な実施、同時に次の立法の制定に当たりましても、的確な資料が出せるように今から準備していただきたい。

これをお願いして、中山町長のこれにあたる決意を、この際改めてお聞かせ願っておきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前々議員にお答えをしたいと思います。

日本はですね、やはり地域の繁栄なくして国家の繁栄はないと思います。そういった観点に立って、この地域自立支援法の計画に沿ってやっていきたいと思っています。

また、平成21年度でこの法律も終わると聞いてますので、それにかわるまた新しい法律をつくっていただけるように、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第27 議案240号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第27、議案第240号、平成18年度公下第5号吉備第2幹線管渠布設工事第4工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 8 議案 2 4 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 8、議案第 2 4 1 号、平成 1 8 年度公下第 6 号一ツ松工区管渠布設工事第 4 工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 9 議案 2 4 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 9、議案第 2 4 2 号、平成 1 8 年度公下第 8 号吉備第 3 幹線管渠布設工事第 1 工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 30 議案 243 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 30、議案第 243 号、平成 18 年度公下第 9 号野田工区管渠布設工事第 1 工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 31 議案 244 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第31、議案第244号、平成18年度公下第10号野田工区管渠布設工事第2工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第32 議案245号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第32、議案第245号、平成18年度公下第11号野田工区管渠布設工事第3工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 3 3 請願の審査報告について ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第 2 号として、吉備中学校へサッカー部の設立を求める請願が、本定例会第 1 日目において、総務文教常任委員会に付託されています。

この件について、総務文教常任委員長から審査の経過及び結果について、報告を求めます。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

委員長報告を行います。

請願第 2 号、吉備中学校へサッカー部の設立を求める請願が本定例会第 1 日目において、当委員会に付託されています。

この件につきまして、12月15日委員会を開き、教育長等の出席を求め、内容等について、慎重審査をいたしました。

その結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

十分ご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、総務文教常任委員長から、その結果等について報告がありました。

この委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第 3 4 陳情の審査報告について ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第 4 号として、安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情が、本定例会第 1 日目において、住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、住民福祉常任委員長から審査の経過及び結果について、報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

○住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

住民福祉常任委員長報告を行います。

陳情第 4 号、安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情が、本定例会第 1 日目において、当委員会に付託されています。

この件につきまして、12月15日、委員会を開き、全員出席のもと内容等について慎重審査をいたしました。

その結果、全会一致で採択することに決定しました。

十分にご審議の上よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、住民福祉常任委員長から報告がありました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
休憩 14時38分

再開 14時39分  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（亀井次男）

再開します。

お諮りします。

ただいま、お手元に配布のとおり、医師・看護師等の増員を求める意見書の提出について、意見書案が、提出者11番議員、賛成者18番議員ほか6人から提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第3号として、議題とすることに決定しました。

…………… 追加日程第1 意見書案第3号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、意見書案第3号、医師・看護師等の増員を求める意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案について、11番議員より提案理由の説明を求めます。

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

ただいま、議長より提案理由の説明を求められましたので、説明させていただきます。

朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきたいと思います。

意見書案第3号、医師・看護師等の増員を求める意見書案であります。

医師・看護師等の増員を求める意見書案。

安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

医師や看護師等の不足が深刻化している。住民が安全で安心できるよう、欠員を補充するとともに過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の法整備が必要です。

安全・安心の保障が必要であり、診療報酬などによる財政的な面が求められています。よって、政府におかれては、現場での医療の充実を保障する為、医師・看護師等

の確保対策改善を行うよう要望するものです。

1、地域医療を充実させるために、医師・看護師等の確保対策を強化して下さい。

2、小児科の休日・夜間を含め診療の充実を強化して下さい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日、和歌山県有田川町議会。提出者、佐々木裕哲。賛成者、楠部重計、堀江真智子、東武史、坂上東洋士、西弘義、竹本和泰、橋爪弘典であります。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、和歌山県知事でございます。

以上、ご賛同の程、よろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、11番議員の提案理由の説明が終わりました。

これより、意見書案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第35 意見書案第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第35、意見書案第2号、全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案は、提出者14番議員、賛成者22番議員、ほか6名より提出されておりますので、14番議員に提案理由の説明を求めます。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

意見書案第2号、全国森林環境税の創設を求める意見書案であります、付託され

ました産業建設常任委員会において、全員とはいかなくて、賛成多数ということで採択されました。

その内容は、手元の方に配布されていると思いますので、地方自治法第99条の規定により意見書提出先を読み上げます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、農林大臣、環境大臣に対して、和歌山県有田川町議会といたして提出させていただきます。以上です。

○議長（亀井次男）

ただいま、14番議員の提案理由の説明が終わりました。

これより、意見書案第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、委員会の委員長からご説明がありましたが、この意見書をあげるに当たって、一番その大もとの環境税の税源をですね、どこに求めるかという点でのご説明がなかったように思いますが、その点どんな論議をされたのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

この税は、京都議定書の第一約束期限である平成20年度から様々な政策的連帯の中で位置づけ、冷静に配慮しながら、来年以降も継続して検討するというふうになっています。以上です。

（※ この間で、あやふやなやりとりがある）

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようでしたら、意見書案第2号の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

したがって、本意見書案は、原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第 3 6 委員会の閉会中の継続審査の件(陳情第 1 号) ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第 1 号について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 3 7 委員会の閉会中の継続審査の件(陳情第 2 号) ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第 2 号について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 3 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 8、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました議

会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 3 9 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の ……………

継続調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第 3 9、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第40 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第40、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成18年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 14時53分